

旅館業法施行条例の一部改正について(補足資料)

●簡易宿所営業の施設の構造設備の基準(第4条関係)

現 行		改 正
一客室床面積	5㎡以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊者の数を10人以上で申請の場合 5㎡以上 (従前のとおり) ● <u>宿泊者の数を10人未満で申請の場合</u> <u>3.3㎡以上</u>
客室延床面積	<p>【客室の数が3室以下】 33㎡以上</p> <p>【客室の数が4室以上】 33㎡に3室を超える1室を増すごとに13㎡を加えた面積以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>旅館業法施行令の規定による</u> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>【旅館業法施行令第1条第3項第1号】 「33㎡(旅館業法第3条第1項の許可の申請に当たって宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3㎡に当該宿泊者の数を乗じて得た面積)以上であること」</p> </div>

●客室の収容定員(第14条関係)

現 行		改 正
一客室の有効面積	簡易宿所 2.0㎡につき1人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊者の数を10人以上で申請の場合 2.0㎡につき1人 (従前のとおり) ● <u>宿泊者の数を10人未満で申請の場合</u> <u>→3.3㎡につき1人</u>